

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第105期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社大東銀行

【英訳名】 THE DAITO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 能勢秀幸

【本店の所在の場所】 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 郡山(024)925-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営部長 足立宏二

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区台東一丁目29番2号  
株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3834-7511

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 高橋政典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大東銀行 東京支店  
(東京都台東区台東一丁目29番2号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第3四半期連結 累計期間	平成21年度 第3四半期連結 累計期間	平成20年度 第3四半期連結 会計期間	平成21年度 第3四半期連結 会計期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	13,317	11,910	4,199	3,886	17,337
経常利益（は経常損失）	百万円	1,639	657	1,791	205	2,009
四半期純利益（は四半期純損失）	百万円	1,521	545	1,723	137	
当期純利益（は当期純損失）	百万円					1,943
純資産額	百万円			20,770	23,573	19,243
総資産額	百万円			658,624	666,148	656,898
1株当たり純資産額	円			162.70	184.80	150.69
1株当たり四半期純利益金額 （は1株当たり四半期純損失金額）	円	12.13	4.35	13.75	1.09	
1株当たり当期純利益金額 （は1株当たり当期純損失金額）	円					15.50
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円		3.87			
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%			3.1	3.5	2.9
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	981	9,626			905
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	576	9,650			4,005
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	297	175			298
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	百万円			46,672	51,130	51,329
従業員数	人			648	661	640

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、前第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間については、1株当たり四半期純損失金額が計上されているので、記載しておりません。
- 5 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額が計上されているので、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	661 [213]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員324人を含んでおりません。  
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	645 [208]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員314人を含んでおりません。  
2 従業員には執行役員5名を含んでおります。  
3 臨時従業員数は、[ ]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金等の資金運用収益の減少、並びに役務取引等収益の減少などにより、前第3四半期連結会計期間比3億13百万円減少して、38億86百万円となりました。

経常費用は資金調達費用及び与信関連費用の減少、並びに有価証券関係損失の減少等により前第3四半期連結会計期間比18億99百万円減少して40億92百万円となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間は2億5百万円の経常損失（前第3四半期連結会計期間比15億85百万円増益）、1億37百万円の四半期純損失（前第3四半期連結会計期間比15億86百万円増益）を計上いたしました。

主要勘定につきましては、総預金（譲渡性預金を含む）は、公金預金及び法人預金、並びに個人預金が順調に推移したことなどから前連結会計年度末比60億円増加して6,183億円となりました。

また、貸出金につきましては、住宅ローンを中心とした個人向け貸出は引き続き堅調に推移したものの、中小企業向け貸出が減少したことなどから前連結会計年度末比77億円減少して4,255億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度末比134億円増加して1,415億円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 〔銀行業務〕

銀行業務では経常収益は35億64百万円（前第3四半期連結会計期間比2億94百万円減少）、2億86百万円の経常損失（前第3四半期連結会計期間比15億44百万円増益）となりました。

#### 〔リース業務〕

リース業務では経常収益は2億19百万円（前第3四半期連結会計期間比37百万円減少）、経常利益は26百万円（前第3四半期連結会計期間比4百万円減益）となりました。

#### 〔その他の業務〕

その他の業務（クレジットカード業務、信用保証業務）では経常収益は1億55百万円（前第3四半期連結会計期間比15百万円減少）、経常利益は54百万円（前第3四半期連結会計期間比46百万円増益）となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結会計期間における資金運用収支は、国内業務部門で25億76百万円、国際業務部門では45百万円となり、相殺消去後の合計では26億22百万円となりました。役務取引等収支は、全体で4億23百万円、その他業務収支は全体で17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	2,664	62		2,727
	当第3四半期連結会計期間	2,576	45		2,622
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	3,215	94	20	31 3,258
	当第3四半期連結会計期間	2,982	66	14	20 3,013
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	550	32	20	31 531
	当第3四半期連結会計期間	406	20	14	20 391
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	405	24		429
	当第3四半期連結会計期間	408	14		423
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	608	51	35	623
	当第3四半期連結会計期間	584	30	31	583
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	202	27	35	194
	当第3四半期連結会計期間	176	15	31	160
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	627	257	30	915
	当第3四半期連結会計期間	18	5	6	17
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	274	28	30	271
	当第3四半期連結会計期間	223	14	6	230
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	902	285		1,187
	当第3四半期連結会計期間	204	9		213

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。  
2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。  
3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前第3四半期連結会計期間2百万円、当第3四半期連結会計期間1百万円）を控除しております。  
4 資金運用収益及び資金調達費用の合計額の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。  
5 グループ内での取引は相殺消去しております。

## 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、5億83百万円となりました。このうち、為替業務が全体の33.8%を占めております。一方、役務取引等費用は、1億60百万円となりました。このうち為替業務が全体の28.2%を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	608	51	35	623
	当第3四半期連結会計期間	584	30	31	583
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	127		10	116
	当第3四半期連結会計期間	115		0	114
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	181	51	0	232
	当第3四半期連結会計期間	167	30	0	197
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	2			2
	当第3四半期連結会計期間	2			2
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	63			63
	当第3四半期連結会計期間	65			65
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	2			2
	当第3四半期連結会計期間	2			2
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	109		24	85
	当第3四半期連結会計期間	103		30	73
うち投信窓販業務	前第3四半期連結会計期間	71			71
	当第3四半期連結会計期間	79			79
うち保険窓販業務	前第3四半期連結会計期間	49			49
	当第3四半期連結会計期間	48			48
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	202	27	35	194
	当第3四半期連結会計期間	176	15	31	160
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	32	27	0	59
	当第3四半期連結会計期間	30	15	0	45

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	612,156	94	654	611,596
	当第3四半期連結会計期間	611,377	268	388	611,257
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	221,011		184	220,826
	当第3四半期連結会計期間	224,503		168	224,334
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	389,608		470	389,138
	当第3四半期連結会計期間	385,665		220	385,445
うちその他	前第3四半期連結会計期間	1,536	94		1,631
	当第3四半期連結会計期間	1,208	268		1,477
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間	7,080			7,080
総合計	前第3四半期連結会計期間	612,156	94	654	611,596
	当第3四半期連結会計期間	618,457	268	388	618,337

- (注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。  
 2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。  
 3 預金の区分は次のとおりであります。  
     流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
     定期性預金 = 定期預金 + 定期積金  
 4 グループ内での取引は相殺消去しております。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	432,824	100.00
製造業	31,878	7.37
農業	1,690	0.39
林業	286	0.07
漁業	1,006	0.23
鉱業	750	0.17
建設業	30,487	7.04
電気・ガス・熱供給・水道業	413	0.10
情報通信業	2,571	0.59
運輸業	10,644	2.46
卸売・小売業	30,699	7.09
金融・保険業	14,963	3.46
不動産業	48,349	11.17
各種サービス業	53,902	12.45
地方公共団体	49,933	11.54
その他	155,248	35.87
国際業務部門		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	432,824	

業種別	平成21年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	425,580	100.00
製造業	33,709	7.92
農業, 林業	1,061	0.25
漁業	881	0.21
鉱業, 採石業, 砂利採取業	824	0.19
建設業	30,464	7.16
電気・ガス・熱供給・水道業	275	0.07
情報通信業	2,978	0.70
運輸業, 郵便業	9,716	2.28
卸売業, 小売業	28,953	6.80
金融業, 保険業	17,168	4.03
不動産業, 物品賃貸業	63,019	14.81
各種サービス業	43,920	10.32
地方公共団体	50,801	11.94
その他	141,804	33.32
国際業務部門		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	425,580	

(注) 1 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

3 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末比6億65百万円減少して、511億30百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少などにより46億34百万円（前第3四半期連結会計期間比65億37百万円増加）になりました。

### 〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が、有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入を上回ったことなどにより 52億80百万円（前第3四半期連結会計期間比51億56百万円減少）となりました。

### 〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出などにより 20百万円（前第3四半期連結会計期間比20百万円減少）となりました。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

第2四半期連結会計期間末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

また、当第3四半期連結会計期間に新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業（部 門）の別	設備の 内容	投資予定金額 （百万円）		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	八山田 支店	福島県 郡山市	新設	銀行業務	店舗	222	106	自己資金	平成21年 10月	平成22年 6月

（注）上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式 当行は、行使価額修正条項付新株予約権付社債等 を発行しております。	126,286,474	126,286,474	東京証券取引所 市場第一部	(注)1 (注)2
計	126,286,474	126,286,474		

(注)1 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質

- (1) 株価の下落により、割当株式数（新株予約権の行使により割り当てられる株式数）が増加するものであります。
  - (2) 行使価額修正の基準 東京証券取引所の終値（5連続取引日平均）の93%  
修正の頻度 1カ月に1回
  - (3) 行使価額の下限 103円  
割当株式数の上限 21,500,000株
  - (4) 当行の決定による新株予約権付社債の繰上償還及び全部取得を可能とする旨の条項があります。
- 2 発行済株式は全て完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。
- 3 提出日現在発行数には、平成22年2月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 4 権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の所有者との取決めの内容  
買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株（ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような行使請求を行わない。
- 5 株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の所有者との間の取り決めの内容
- (1) 買取会社は、以下に定める場合を除き、本社債を発行会社以外の第三者（以下「第三者」という。）に譲渡することはできない。  
買取会社が、本契約に基づき買い取った本社債を対象とした有価証券管理処分信託を設定する目的で、買取会社が任意に選択する信託銀行に譲渡する場合、ただし、有価証券管理処分信託に基づき買取会社が保有することとなる信託受益権は第三者に譲渡することはできない。  
買取会社が、過半数を出資する連結子会社である証券会社に譲渡する場合、ただし、譲渡に際しては、本社債にかかわる買取会社の権利義務は、全て譲渡先である証券会社に継承されるものとする。
  - (2) 前項の規定にかかわらず、買取会社及び前項に規定される譲渡先が、本社債に付された新株予約権の行使により発行または移転される発行会社普通株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（平成18年10月30日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成21年12月31日）
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式で、単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	15,716,526
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	103
新株予約権の行使期間	平成18年10月31日から 平成25年10月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3	発行価格 103 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(百万円)	2,100

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を(注)2記載の転換価額（ただし、(注)2第(1)号から第(5)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株（ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような行使請求を行わない。

2 新株予約権の行使時の払込をなすべき1株当たりの金額（以下「転換価額」という。）については当初173円であり、以後以下の通り修正する。

(1) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の93%に相当する金額（呼び値の刻み未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(3)号または第(5)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当行が適当と判断する金額に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が103円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が346円（ただし、本項第(2)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

(2) 転換価額の調整

当行は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当行普通株式の株主（以下「当行普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に関して増加した当行普通株式数を含まないものとする。

(3) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合（ただし、当行の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当行普通株式の株式分割または当行普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当行普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当行の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当行普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(3)号 または による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(4)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。ただし、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当行普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(3)号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本項第(4)号 に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条

件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号 または上記(i)による転換価額の調整が修正日以前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当行普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

本項第(3)号乃至における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当行普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(3)号乃至の各取引において、当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本項第(3)号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前転換価額により転換された普通株式に加え、次の算出方法により得られた当行普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(7)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(3)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(3)号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当行普通株式数を含む。）。

本項第(3)号乃至に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本項第(3)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (5) 本項第(3)号で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当行を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当行普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(3)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (7) 当行は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日以後遅滞なく株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
- 3 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、(注)1記載の交付株式数で除した金額とする。
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めの内容  
買取会社は、新株予約権の行使請求期間中に、新株予約権の行使により発行または移転される発行会社の普通株式の数の合計が21,500,000株(ただし、発行会社が普通株式につき株式分割または普通株式の株式割当てを行う場合は、当該株式分割または株式割当ての割合に応じて増加するものとし、当該株式分割または株式割当ての株主割当日前に新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような行使請求を行わない。
- 6 株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めの内容  
(1) 買取会社は、以下に定める場合を除き、本社債を発行会社以外の第三者(以下「第三者」という。)に譲渡することはできない。  
買取会社が、本契約に基づき買い取った本社債を対象とした有価証券管理処分信託を設定する目的で、買取会社が任意に選択する信託銀行に譲渡する場合、ただし、有価証券管理処分信託に基づき買取会社が保有することとなる信託受益権は第三者に譲渡することはできない。  
買取会社が、過半数を出資する連結子会社である証券会社に譲渡する場合、ただし、譲渡に際しては、本社債にかかわる買取会社の権利義務は、全て譲渡先である証券会社に継承されるものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、買取会社及び前項に規定される譲渡先が、本社債に付された新株予約権の行使により発行または移転される発行会社普通株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日		126,286		14,706,440		1,257,040

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 192,000		権利内容に何ら限定のない当行にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,127,000	125,127	同上
単元未満株式	普通株式 967,474		同上
発行済株式総数	126,286,474		
総株主の議決権		125,127	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1  
個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式110株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大東銀行	郡山市中町19番1号	192,000	-	192,000	0.15
計		192,000	-	192,000	0.15

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	67	69	99	88	94	90	74	70	65
最低(円)	60	63	68	73	82	71	67	56	59

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	65,339	59,865
コールローン及び買入手形	5,000	5,000
金銭の信託	2,661	2,673
有価証券	141,518	128,104
貸出金	<sup>1</sup> 425,580	<sup>1</sup> 433,347
外国為替	542	312
リース債権及びリース投資資産	1,423	1,515
その他資産	4,073	3,475
有形固定資産	<sup>2</sup> 14,325	<sup>2</sup> 14,821
無形固定資産	1,399	1,539
繰延税金資産	2,924	3,704
支払承諾見返	9,192	10,804
貸倒引当金	7,833	8,266
資産の部合計	666,148	656,898
<b>負債の部</b>		
預金	611,257	612,309
譲渡性預金	7,080	-
コールマネー及び売渡手形	-	39
借入金	2,010	2,043
外国為替	-	0
新株予約権付社債	2,100	2,100
その他負債	5,462	4,840
賞与引当金	47	136
退職給付引当金	3,120	3,140
利息返還損失引当金	44	23
睡眠預金払戻損失引当金	125	129
偶発損失引当金	125	79
繰延税金負債	41	39
再評価に係る繰延税金負債	1,967	1,967
支払承諾	9,192	10,804
負債の部合計	642,575	637,654
<b>純資産の部</b>		
資本金	14,706	14,706
資本剰余金	1,257	1,270
利益剰余金	8,147	7,733
自己株式	211	240
株主資本合計	23,899	23,469
その他有価証券評価差額金	2,609	6,473
土地再評価差額金	1,897	1,897
評価・換算差額等合計	712	4,576
少数株主持分	385	349
純資産の部合計	23,573	19,243
負債及び純資産の部合計	666,148	656,898

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	13,317	11,910
資金運用収益	9,842	9,151
(うち貸出金利息)	7,996	7,548
(うち有価証券利息配当金)	1,652	1,518
役務取引等収益	1,949	1,766
その他業務収益	810	743
その他経常収益	715	248
経常費用	14,956	11,253
資金調達費用	1,652	1,291
(うち預金利息)	1,606	1,235
役務取引等費用	645	606
その他業務費用	2,504	779
営業経費	6,801	7,052
その他経常費用	3,353 <sub>1</sub>	1,524 <sub>1</sub>
経常利益又は経常損失( )	1,639	657
特別利益	183	141
固定資産処分益	-	0
償却債権取立益	183	141
特別損失	10	10
固定資産処分損	10	10
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	1,465	788
法人税、住民税及び事業税	87	54
法人税等調整額	61	160
法人税等合計	26	215
少数株主利益	28	26
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,521	545

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	1,465	788
減価償却費	677	912
貸倒引当金の増減( )	456	433
賞与引当金の増減額( は減少)	105	88
退職給付引当金の増減額( は減少)	95	20
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	22	-
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	2	21
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	2	4
偶発損失引当金の増減額( は減少)	16	45
資金運用収益	9,842	9,151
資金調達費用	1,652	1,291
有価証券関係損益( )	2,668	396
為替差損益( は益)	0	0
固定資産処分損益( は益)	10	10
貸出金の純増( )減	9,890	7,767
預金の純増減( )	8,358	1,052
譲渡性預金の純増減( )	-	7,080
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	49	33
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	1,166	5,672
コールマネー等の純増減( )	34	39
外国為替(資産)の純増( )減	141	230
外国為替(負債)の純増減( )	-	0
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	-	85
資金運用による収入	9,717	9,058
資金調達による支出	1,281	1,455
その他	351	379
小計	890	9,653
法人税等の支払額	90	26
営業活動によるキャッシュ・フロー	981	9,626
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	18,007	32,294
有価証券の売却による収入	8,554	5,020
有価証券の償還による収入	9,365	17,938
金銭の信託の減少による収入	40	12
有形固定資産の取得による支出	193	197
無形固定資産の取得による支出	335	136
有形固定資産の売却による収入	-	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	576	9,650

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金の返済による支出	50	-
リース債務の返済による支出	-	61
配当金の支払額	246	123
少数株主への配当金の支払額	-	2
自己株式の取得による支出	2	0
自己株式の売却による収入	1	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	297	175
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,854	198
現金及び現金同等物の期首残高	48,527	51,329
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 46,672	1 51,130

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更	「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予想及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額 1,758百万円 延滞債権額 19,374百万円 3ヵ月以上延滞債権額 108百万円 貸出条件緩和債権額 3,101百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。 破綻先債権額 2,630百万円 延滞債権額 19,250百万円 3ヵ月以上延滞債権額 9百万円 貸出条件緩和債権額 3,251百万円 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
2 有形固定資産の減価償却累計額 12,462百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額 12,567百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 その他経常費用には、貸出金償却161百万円、貸倒引当金繰入額1,620百万円、株式等償却1,382百万円及び株式等売却損133百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却58百万円、貸倒引当金繰入額851百万円、株式等償却452百万円及び株式等売却損12百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成20年12月31日現在	平成21年12月31日現在
現金預け金勘定 56,463	現金預け金勘定 65,339
定期預け金 6,005	定期預け金 11,005
当座預け金 109	当座預け金 15
普通預け金 3,676	普通預け金 3,188
現金及び現金同等物 46,672	現金及び現金同等物 51,130

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	126,286
自己株式	
普通株式	816

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月19日 定時株主総会	普通株式	126	1円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月22日	利益剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	12,208	717	392	13,317		13,317
(2) セグメント間の内部 経常収益	74	109	108	292	(292)	
計	12,283	826	500	13,610	(292)	13,317
経常利益(は経常損失)	1,737	25	76	1,635	(3)	1,639

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,860	681	368	11,910		11,910
(2) セグメント間の内部 経常収益	63	33	95	191	(191)	
計	10,923	715	463	12,102	(191)	11,910
経常利益	495	82	86	664	(7)	657

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

- 1 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。
- 2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	4,999	5,236	236
社債	5,588	5,786	197
その他	1,500	1,443	56
合計	12,088	12,466	377

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	10,800	8,252	2,548
債券	93,450	95,597	2,146
国債	38,643	39,627	984
地方債	2,311	2,366	55
社債	52,495	53,602	1,107
その他	24,244	23,075	1,168
合計	128,495	126,925	1,570

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、452百万円(うち株式452百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について四半期連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当第3四半期連結会計期間においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,194百万円増加、「繰延税金資産」は267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は926百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,661	2,661	

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	184.80	150.69

2 1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純 損失金額)	円	12.13	4.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円		3.87

(注) 1株当たり四半期純利益金額(は1株当たり四半期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失 金額)			
四半期純利益(は四 半期純損失)	百万円	1,521	545
普通株主に帰属しない 金額	百万円		
普通株式に係る 四半期純利益 (は普通株式に係る 四半期純損失)	百万円	1,521	545
普通株式の 期中平均株式数	千株	125,392	125,445
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益 調整額	百万円		
普通株式増加数	千株		15,716
うち新株予約権	千株		15,716

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結累計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
経常収益	4,199	3,886
資金運用収益	3,258	3,013
(うち貸出金利息)	2,674	2,485
(うち有価証券利息配当金)	541	502
役務取引等収益	623	583
その他業務収益	271	230
その他経常収益	46	57
経常費用	5,991	4,092
資金調達費用	533	393
(うち預金利息)	518	373
役務取引等費用	194	160
その他業務費用	1,187	213
営業経費	2,255	2,364
その他経常費用	1,821	959
経常損失( )	1,791	205
特別利益	93	47
固定資産処分益	-	0
償却債権取立益	93	47
特別損失	4	9
固定資産処分損	4	9
税金等調整前四半期純損失( )	1,701	167
法人税、住民税及び事業税	59	26
法人税等調整額	46	74
法人税等合計	12	48
少数株主利益	8	18
四半期純損失( )	1,723	137

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1 その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額825百万円、株式等償却989百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸出金償却1百万円、貸倒引当金繰入額512百万円、株式等償却406百万円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,838	226	135	4,199		4,199
(2) セグメント間の内部 経常収益	20	30	35	86	(86)	
計	3,858	257	170	4,286	(86)	4,199
経常利益(は経常損失)	1,830	31	8	1,791	0	1,791

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 の業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,548	212	124	3,886		3,886
(2) セグメント間の内部 経常収益	15	6	30	53	(53)	
計	3,564	219	155	3,939	(53)	3,886
経常利益(は経常損失)	286	26	54	205	(0)	205

(注) 1 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業務.....銀行業務
- (2) リース業務.....リース業務
- (3) その他の業務.....クレジットカード、信用保証業務

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

(所在地別セグメント情報)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(国際業務経常収益)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

1株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純 損失金額)	円	13.75	1.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円		

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額			
四半期純損失( )	百万円	1,723	137
普通株主に帰属しない 金額	百万円		
普通株式に係る 四半期純損失( )	百万円	1,723	137
普通株式の期中 平均株式数	千株	125,387	125,469

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間ともに純損失が計上されているので、記載しておりません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社 大東銀行  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水守 理智

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 富樫 健一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大東銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。